

下水道事業の企業会計移行について（報告とお願い）

1. 目 的

下水道事業を取り巻く環境の変化が進む中、本市では、下水道の整備人口普及率が 82% を超え、今後、事業の重点は徐々に建設から管理運営に移行するものと考えております。

そこで、これまでに建設しました下水道施設を市民の恒久的な財産として、末永く利用していただくため、企業会計方式の導入により膨大な下水道資産を把握し適切な維持管理を行い、加えて、経営内容のより一層の明確化・透明性の向上も図り、事業経営の健全化のため企業会計化を進めるものでございます。

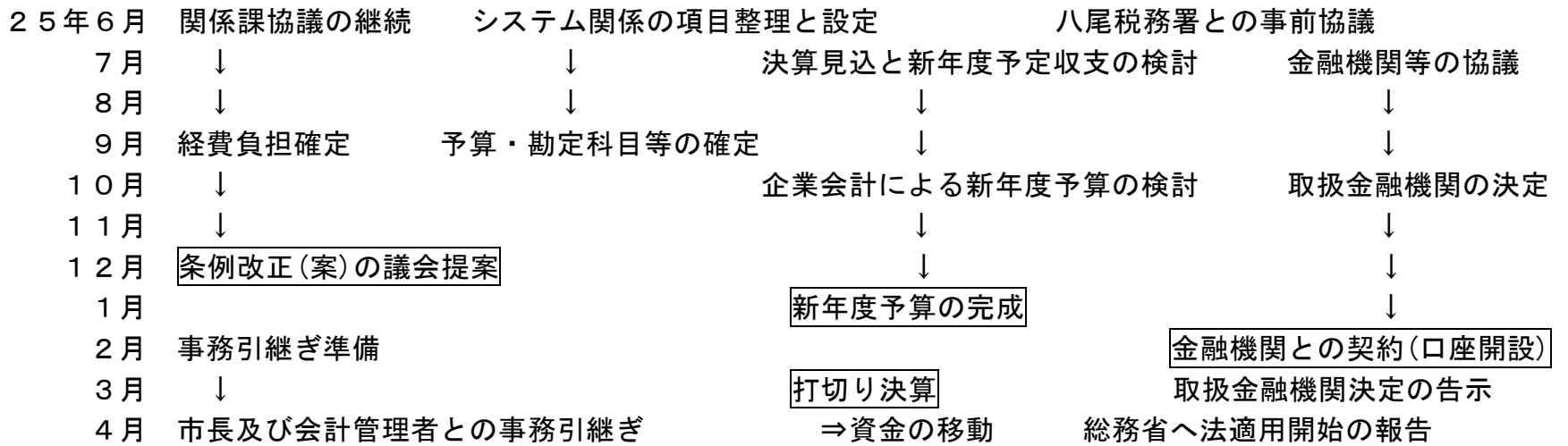
2. 法適用の方針

- 適用時期 : 平成 26 年 4 月 1 日から
- 適用範囲 : 地方公営企業法の全部適用
- 適用事業 : 公共下水道事業と浄化槽整備推進事業

3. 現在の状況 … 移行作業は平成 23 年 10 月から開始し、本年度が最終年度です。

- 資産調査 ⇒ 汚水管渠の調査及びシステム整備が完了し、現在、雨水管渠及びポンプ場施設の調査中。
- 固定資産台帳の整備 ⇒ 調査・整理済みの資産から順次、資産評価額を算定中。
- 会計に関する準備 ⇒ 法改正への個別案件の対応について、順次整理中。
- 例規等の整備 ⇒ 新たに制定、改正、廃止が必要な例規(案)を作成し、その内容審査と議会提案時期について総務課と調整中。
- 出納取扱等金融機関 ⇒ 新たな金融機関との契約について、会計管理者及びりそな銀行担当者に通知済み。
- 地公企法改正への対応 ⇒ 改正に伴う個別課題について、調査・検討中。

4. 今後の主な業務と日程



など

5. 関連部署との調整事項

移行事務に係る残課題について、担当課と協議させていただく予定です。

担当課	主 な 未 調 整 事 項	
契約検査課	・ 事務分担に係る負担金等の調整	
企画調整課	・ 組織変更、事務分掌、権限の変更等の調整	・ 一般会計所管事業（浸水対策事業・浄化槽事業）の移管に関する調整
人事課	・ 給与支払いの変更に関する事務の調整	・ 職員の労働条件（労働組合等協議含む）に関する調整
	・ 併任辞令等の調整	・ 組織変更、事務分掌、権限の変更等の調整
車両運行課	・ 費用負担に関する調整	
財政課	・ 繰出金の基準の調整	・ 法適化にともなう財政状況の公開に関する調整
	・ 一般会計との費用負担に関する調整	
会計管理室	・ 法適化後の支払いに関する締め切りと支払い日の設定	・ 歳計外現金及び入出金管理に関する引継ぎ
	・ 出納事務の引継ぎ	・ 現金残高、取引先テーブル等の移行
	・ 出納及び収納取扱金融機関に関する調整	
総務課	・ 制定、改正、廃止する条例案等の審査	・ 庁舎管理費等の経費負担に関する調整
	・ 設置条例等の議案提出時期の調整	・ 下水道施設財産の移受管に関する調整

6. 企業会計移行後の課題

下水道事業会計では、従来から資金不足を補うため、毎年4億円前後の基準外による繰入がなされています。下水道整備に係る元利償還金の増加等により、今後、これらを上回る補填が必要と予測されることから、下水道事業経営の健全化と一般会計に対する負担軽減のため、事務レベルにおける料金改定の検討を行って参りたいと考えています。

柏原市浄化槽整備推進事業について（報告）

1. 目的

市が事業主体となり、公共下水道全体計画区域外(雁多尾畑・本堂・横尾・峠・青谷地区の一部他)の346戸を対象に、希望者の申請に基づき、高度処理型の浄化槽の設置及びその保守管理を行い、市民の生活環境の向上と公共用水域の水質保全に資することを目的に事業を実施する。

2. 経過

(1) 審議を会開催 ⇒ 客観的及び透明性を確保するため、外部委員(3名)を含む6名により審議会を開催した。

区分	開催日	審議内容
第1回	平成24年10月17日	整備区域の設定、整備方法、整備手法、実施方針、特定事業の選定等
第2回	平成24年11月19日	事業者募集要項、審査基準、業務要求水準書等
第3回	平成25年 3月13日	提案書の審査及び優先交渉者の選定

- ① 整備方法 ⇒ 市が事業主体となることで積極的な事業推進が図られるとともに、市が保守管理を行うことで水質の改善が図られる。
- ② 整備手法 ⇒ 浄化槽設置工事と保守管理を一括して複年数で委託することにより、経費の削減と市民サービスの向上が図られること等から「PFI事業」として実施する。
- ③ 発注方法 ⇒ 市民サービスなどを含む提案書の内容を総合的に判断する「公募型プロポーザル方式」を採用する。
- ④ 住民の負担 ⇒ 市が実施する、浄化槽設置費用に伴う「分担金」及び保守点検費用に伴う「使用料」を徴収【条例を制定済み】

(2) 第3回審議会結果

- ① 「公募型プロポーザル方式」 ⇒ 事前説明会への参加は5社あったが応募した会社は1社。
- ② 会社名 ⇒ 柏原市浄化槽PFI株式会社【代表企業は(株)畑中商事：浄化槽設置担当、構成員は(株)サニコン：保守点検担当】
- ★過去の実績、事業実施体制、住民へのサービス内容などが適しているため、交渉権者として選定される。

(3) 審議会終了後から現在までの経過

- ① 平成25年3月28日 ⇒ 市が優先交渉権者として決定する。
- ② 平成25年4月30日 ⇒ 「柏原市浄化槽整備推進事業基本協定書」を締結
- ③ 平成25年5月20日 ⇒ 「柏原市浄化槽整備推進事業仮契約書」を「柏原市浄化槽PFI株式会社」と締結

3 今後のスケジュール

- ① 平成25年6月 平成25年第2回定例会に上程し、議決を頂いた後事業を開始する予定。(平成25年7月4日以降)

柏原市浄化槽整備推進事業について（報告）

- ① 公共下水道全体計画区域外の346戸の内訳 ⇒ 浄化槽設置予定基数 ・ ・ 5人槽：68基、7人槽：230基、10人槽：3基
 既存浄化槽の取り扱い ・ ・ 45基 （寄付を受付、市が管理する）
 合計346基
- ② 高度処理型とは ⇒ 窒素除去できる浄化槽 （通常型では窒素除去は出来ない）
- ③ 保守管理とは ⇒ 年4回の保守点検 + 年1回の法定検査 （年1回の清掃業務は含まない）
- ④ 経費の削減内容 ⇒ PFI業者が浄化槽設置者と協議、測量、設計、設置工事などを全て行うため、通常の入札による発注方法と比較し、市の人件費等の経費が削減できる。【効果額：約2億9,000万円】
- ⑤ 市民サービスの向上⇒ 市民の方が設置を要望される期日に併せて、設計、工事等の対応が可能。
 市民負担の排水整備工事の一部において、PFI業者の無償工事が提案されている。
- ⑥ 分担金とは ⇒ 浄化槽設置費用の一部を受益者が負担 5人槽：102,000円、7人槽：113,000円、10人槽：138,000円
- ⑦ 使用料とは ⇒ 保守点検費用に充当するため、公共下水道(汚水)と同額の使用料を徴収する。
- ⑧ 委託工期は ⇒ 平成25年7月4日（議会の議決日の翌日）～平成35年3月31日 （9年9ヶ月）
- ⑨ 浄化槽設置事業費の財源内訳

国庫補助金 約33%	府補助金 2.5%	分担金（受益者） 約10%	起債（市負担） 約54.5%	計 100%
---------------	--------------	------------------	-------------------	-----------

河南ブロック水質管理の広域化について（報告）

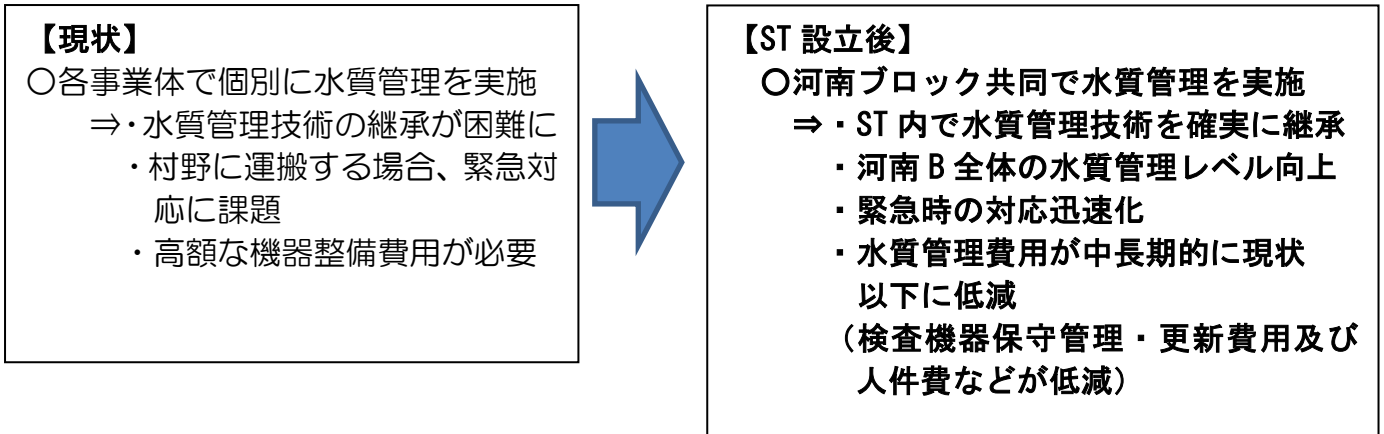
1 名称 ⇒ 河南水質管理ステーション

2 水質管理ステーションの概要

- ① 河南 10 市町村の水質管理業務を集約し、運営は企業団が行う。
 - ・市町村名⇒河内長野市、富田林市、大阪狭山市、松原市、藤井寺市、羽曳野市、柏原市、河南町、太子町、千早赤阪村
- ② 平成 25 年 4 月 1 日に設立し、日野浄水場、玉手浄水場の検査室で業務開始（2 箇所体制）
- ③ 人員は、企業団職員を配置し、市町村職員は企業団への派遣等により参画

	全体職員数（人）	配置内訳	
		日野浄水場（人）	玉手浄水場（人）
企業団職員	2	1	1
市町村職員	5	4	1（柏原市派遣）
非常勤職員	4	3	1
計	11	8	3

④ 設立後の効果内容について



5 ステーション設立時の効果額（正職員 7 名、非常勤職員 4 名で試算）

- 水質管理に要する費用(平成 25 年度の試算)

	H23 (H24) 実績	H25 予定		効果額（試算）
	A	B	ST 運営費	A-B
	市町村が要した費用	市町村に残る費用	ST 運営費	ST 設立による費用の減少額
河南 B 合計	217,650,000	50,910,000	128,300,000	38,440,000 (柏原市⇒約 600 万円)
		179,210,000		